

議案第 5 号

太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

上記について、別案のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 藏

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、条例を新規制定する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

# 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例

〔令和　　年　　月　　日  
　　条　　例　　第　　号〕

## (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

## (不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）第10条各号に掲げる情報以外の情報であって法第78条第1項各号に掲げる情報に相当するものとする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、太宰府市情報公開条例第10条各号に掲げる情報であって法第78条第1項各号に掲げる情報以外の情報に相当するものとする。

## (開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、徴収しない。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

## (開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の期間は、開示請求があった日の翌日から起算する。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関（公営企業管理者の権限を行う市長を含み、議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正決定等の期限）

第7条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の期間は、訂正請求があつた日の翌日から起算する。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の期間は、利用停止請求があった日の翌日から起算する。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条例の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(太宰府市個人情報保護条例の廃止)

第2条 太宰府市個人情報保護条例（平成16年条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第11条3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を不正に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第12条第1項、第2項、第3項若しくは第4項、第20条、第23条又は第25条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等中止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであつて同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す。
  - (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定の施行前にした行為（市の区域外において行われたものを含む。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第5条 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「知り得た個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「消失」を「滅失」に、「き損」を「毀損」に、「その他」を「その他の」に、「適切な管理」を「安全管理」に改め、「必要」の次に「かつ適切」を加え、同条第2項中「太宰府市個人情報保護条例（平成16年条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

（太宰府市自治基本条例の一部改正）

第6条 太宰府市自治基本条例（平成29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「議会及び」を削り、「別に定める太宰府市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。